金額以外で間違った場合は必ず2本線で抹消し,訂正印 (申込時と同じ印)を押印してください。 申込人が自書したもの(コピー不可)を提出してください。

所属所コード (申込人が記入)	7	6	5	4	3	2
職 員番号 (申込人が記入)	2	3	4	5	6	7

貸付決定番号 第

믁

証書番号

番号第

믁

一般・特別・住宅 住宅災害

介護構造(住宅)・介護構造(住災) 教育・災害・医療・結婚

葬祭・特例住宅災害

貸 付借用 証 書

介護構造(特例住宅災害) ( で囲む)

必ず○印で囲んでください。

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金		6	8	0	0	0	0	0
		! !			! !		! !	

金額の訂正はできません。 金額の記入欄の余白は空白 のままとすること。(0や ¥表示はしないこと。)

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件 により借用しました。

- 1 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため,別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において,上記金額に未償還金額があり,かつ,借受人又は借受人と 生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対す る退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは,当該未償還金額及び当該未償 還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は,組合員の資格を喪失した日の前日に おいて適用されていた利率により算出した額)を , 当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の 額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じていただき ます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは,借受人の現住所のいかんにかかわらず,支部の所在地の裁判所を その管轄とします。

## 公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

借	所	属所名	鹿児島市立	共済小学校	(	099-286-5205 )
受	現	住 所	〒 890-8577 鹿児島市共	済町2-2	(	099-286-5214 )
	∏÷h		フリガナ	キョウサイ タロウ		
人	粗 名	教 諭	氏 名	共済 太郎		共済

注(1) 申込人が自書してください。

(2) 申込金額の欄を変更・訂正する場合は、新たな用紙に書き直してください(訂正印不可)。

詳し(は共済のしおり(鹿児島支部ホームページ)を参照のこと